

中間前金払制度に関するQ & A

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 既に前払金（契約金額の40%）を支払った建設工事において、一定の要件を満たした場合に、契約金額の20%の前払金を追加して支払うことを中間前金払といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事とは？

A 2 中間前金払の対象工事は、原則として設計金額（税抜額をいう。以下同じ。）が500万円以上でかつ工期が90日以上 of 建設工事です。ただし、中間前金払は当初の前払金を受領していることが必要です。

Q 3 中間前金払のメリット（部分払との違い）は何ですか？

A 3 中間前金払は、部分払と比べて、請負者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

部分払の場合は、契約・検査課による出来高検査が必要となりますが、中間前金払の場合は、その要件の認定は書面審査であるため、検査等に係る手間と時間が大幅に省力化されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。ただし、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

Q 4 部分払の対象となる工事とは？

A 4 部分払の対象工事は、原則として設計金額が4,000万円以上でかつ工期が120日以上 of 建設工事です。

Q 5 部分払との関係は？

A 5 中間前金払又は部分払のいずれかを受けることができる工事を受注した者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとしており、中間前金払を選択した場合には、部分払は行いません。ただし、年度末における出来高による部分払が設定されている場合は、当該部分払を行うことがあります。

なお、契約締結時に選択した後は、その変更はできません。

Q 6 中間前払金請求に係る認定の判断は、どのように考えたらよいのですか？

A 6 中間前払金請求を認定する要件は、地方自治法施行規則附則第3条に規定され、その要件は次の二つに区分されます。

本市においては、認定の判断を明確するため、出来高に関する要件において、「既に行われた当該工事に係る作業」とは、施工完了（工事現場等に搬入された材料等は出来高の対象外とします。）したものとします。

要件は次のとおりであり、これらの要件が全て満足されなければ請求は認められません。

1 工程に関する要件

工期の2分の1（継続事業にあっては、当該会計年度の工事実施

期間の2分の1)を経過していること

工程表により工期の2分の1(継続事業にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。

2 出来高に関する要件

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1(継続事業にあつては当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。なお、既に行われた当該工事に係る作業とは、施工完了のものとする。

Q 7 中間前払金請求に係る認定請求時に提出しなければならない書類は何ですか？

A 7 認定請求時に提出が必要な書類は、次のとおりです。

- 1 中間前払金認定請求書(第4号様式)
- 2 工事履行報告書(第5号様式)
- 3 工事の進捗状況を表示した工程表
- 4 出来高が確認できる数量表・図面・写真
- 5 その他資料(必要に応じて提出要求)

Q 8 工事履行報告書は、どのように書いたらいいのですか？

A 8 工事履行報告書の書き方は、記載例のとおりです。(要綱第5号様式 記載例)

Q 9 中間前金払請求を行う場合に必要な書類は何ですか？

A 9 中間前金払請求を行う場合に必要な書類は、次のとおりです。

- 1 中間前払金の交付申請(第1号様式)
- 2 中間前払金請求書(第2号様式)
- 3 中間前払金保証証書(原本)と写し2部添付

Q10 請負契約を変更(増額・減額)した場合の中間前払金額は？

(当初の前払金) (増額・減額の変更) (中間前払金額?)

A10 (1)【増額】変更の場合

契約金額 1,000 万円 増額変更 150 万円 前払金 400 万円
(前払金の追加払の判断)

$1,150 \text{ 万円} \times 0.4 = 460 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円} \times 0.4 = 400 \text{ 万円}$
となりますが、

$150 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.2$

よって、契約金額の2割以上の増額でないので、前払金を追加して請求することはできません。

(中間前払金額)

$1,150 \text{ 万円} \times 0.2 = 230 \text{ 万円}$

となりますが、既に前払金(400万円)を支払っています。

よって、 $1,150 \text{ 万円} \times 0.6 = 690 \text{ 万円}$

$690 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} = 290 \text{ 万円} > 230 \text{ 万円}$

230万円を中間前払金として請求することができます。

(2) 【減額】変更の場合

契約金額 1,000 万円 減額変更 150 万円 前払金 400 万円

(前払金の返還の判断)

$850 \text{ 万円} \times 0.4 = 340 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.4 = 400 \text{ 万円}$

となりますが、

$150 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.2$

よって、契約金額の2割以上の減額でないので、前払金を返還する必要はありません。

(中間前払金額)

$850 \text{ 万円} \times 0.2 = 170 \text{ 万円}$

となりますが、既に前払金(400万円)を支払っています。

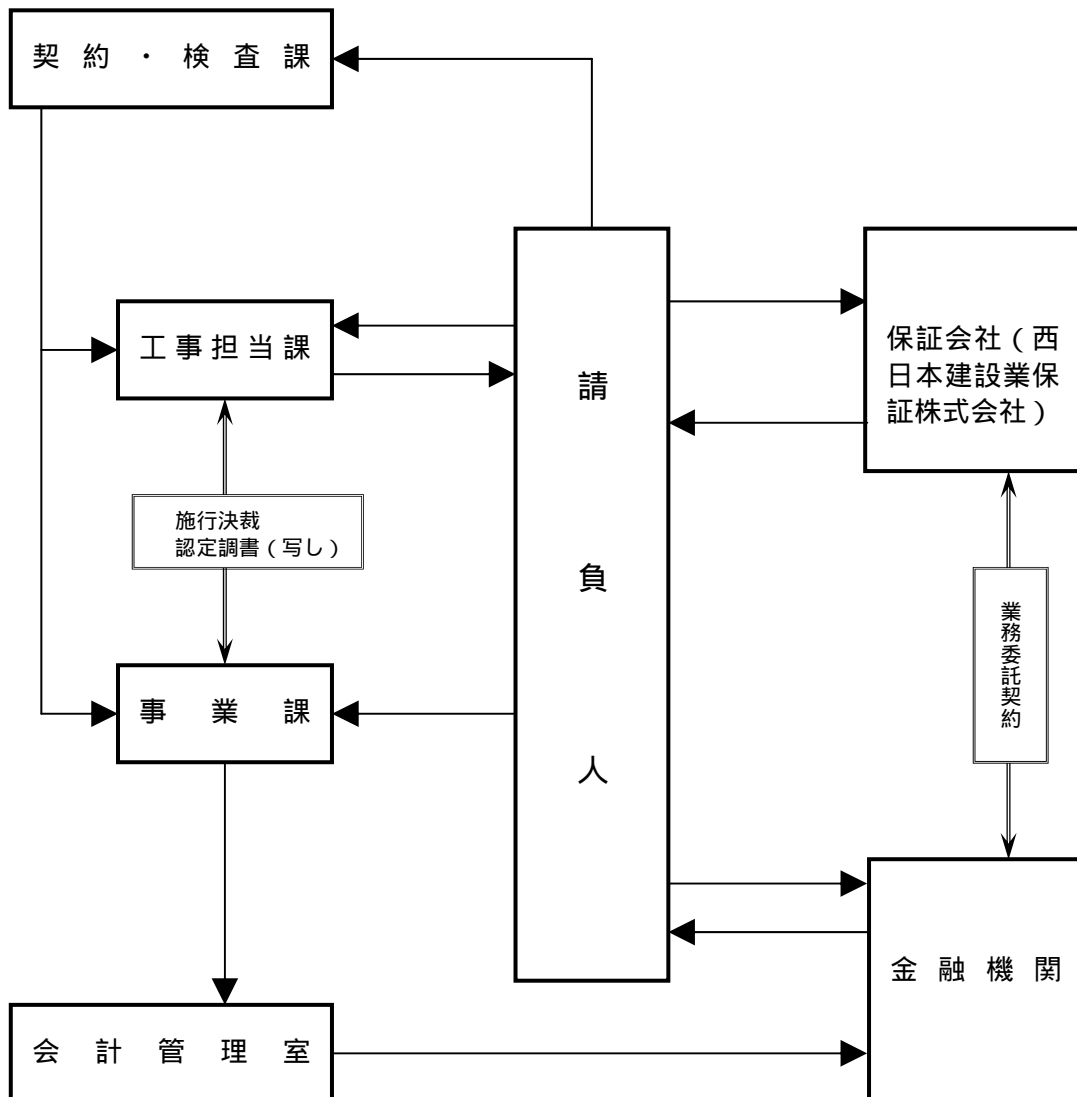
よって、 $850 \text{ 万円} \times 0.6 = 510 \text{ 万円}$

$510 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} = 110 \text{ 万円} < 170 \text{ 万円}$

110万円を中間前払金として請求できます。

Q11 中間前払金請求の事務の流れはどうなりますか？

A11 中間前払金請求の事務の流れ



- 中間前金払と部分払の選択に係る届出(第3号様式)(契約締結時)
- 中間前金払と部分払の選択に係る届出(写し)
- (とは、中間前金払又は部分払のいずれかを受けることができる工事を受注した場合のみ)
- 中間前払金認定請求(第4号様式)【「工事履行報告書(第5号様式)」、「工事の進捗状況を表示した工程表」、「出来高が確認できる数量表・図面・写真」などを添付】
- 中間前払金認定書の交付(第6号様式)
- 保証申込
- 保証証書の発行
- 中間前払金の交付申請(第1号様式)【中間前払金請求書(第2号様式)、中間前払金保証証書(原本)と写し2部添付】
- 支出依頼【中間前払金請求書(第2号様式)、中間前払金保証証書(写し)添付】
- 中間前払金の振込
- 払出請求
- 支払

工事履行報告書

契 約 番 号			
工 事 名	工事		
工 期	平成23年6月1日から平成24年2月29日まで		
日 付	平成23年12月 日(11月分)		
月 別	予定工程(%) ()は、工程変更後	実施工程(%) ()は、予定工程との差	備 考
平成23年6月	0.0()	0.0(0.0)	
7月	2.3()	0.8(-1.5)	
8月	11.3()	8.2(-3.1)	
9月	27.6()	32.5(4.9)	
10月	37.0()	42.8(5.8)	
11月	55.8()	66.9(11.1)	50%
12月	76.8()	()	
平成24年1月	98.2()	()	
2月	100.0()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注1 実施工程は、当該報告月までの出来形累計を記入してください。

注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

注3 継続事業において、各会計年度に分割して支払う場合は、認定請求年月日の属する年度分のみを記してください。